# 令和4年度の「原子力規制委員会の取組(3.11報告)」及び 「原子力規制委員会年次報告」のとりまとめ方針

令 和 5 年 1 月 11 日 原 子 カ 規 制 庁

## 1. 趣旨

本議題は、令和4年5月25日に令和3年度の原子力規制委員会年次報告について付議した際に、委員長より3.11報告と年次報告との二つの文書のとりまとめ方針の見直しの可能性について検討するよう指示があったことを受け、その検討の結果を報告するとともに令和4年度の両文書のとりまとめ方針について付議するものである。

# 2. 両文書の位置づけ及び発行の時期等

(1) 原子力規制委員会の取組(3.11報告)

原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議(平成24年6月20日参議院環境委員会)1を受け、毎年3月11日に取組みを公表するもの。当該年度の2月末日までの原子力規制委員会の取組を公表している。

# (2) 年次報告

原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)第24条2に基づき、国会に対して所掌事務の処理状況を報告するもの。年次報告と関連する内容を含み、法定の国会報告である「環境白書」や「東京電力福島第一発電書事故調査委員会報告書を受けて講じた措置」と時期を揃え、前年度(3月末日まで)の取組内容を通常国会の会期中に報告し、概要とともに公表している。

# 3. 検討結果及びとりまとめ方針

年次報告については法律で原子力規制委員会の所掌事務の処理状況をとりまとめることが定められており内容の変更はできない。3.11報告では附帯決議で求められた「全国の原子力発電所の安全性の総点検、原子力防災体制の確認、政府の原子力規制に関する取組」をとりまとめて公表することとしているが、これらの内容は全て年次報告と合致している。また、発行時期も近接している。

以上のことから、両文書については内容的には3月中の取組内容の有無だけが異なるものであり、効率的な事務の推進の観点も踏まえ、従前と同様に同一形式でとりまとめ、公表及び国会への報告を行うこととしたい。

<sup>1</sup> 原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議(平成24年6月20日 参議院環境委員会) 二十八 政府は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省を深く心に刻み、毎年三月十一日 に、全国の原子力発電所の安全性の総点検、原子力防災体制の確認、政府の原子力規制に関する 取組の公表等を行い、二度と重大事故を起こすことのないよう、自らの取組を見直す機会とする こと。

<sup>2</sup> 原子力規制委員会設置法 (平成二十四年法律第四十七号) (国会に対する報告)

第二十四条 原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況 を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

# (参考1) 今後の予定

原子力規制委員会の取組:令和5年3月上旬に原子力規制委員会で決定後、ホームページで公表。

原子力規制委員会年次報告:令和5年5月下旬に原子力規制委員会で決定後、 令和5年6月上旬に閣議請議を行い、国会報告後に、ホームページで公表。

# (参考2) 令和4年5月25日 第12回原子力規制委員会議事録抜粋

# ○更田委員長

御意見はありますか。ありませんか。何で御意見がないかということを改めて考えると、これは毎年のように言っていることではあるのだけれども、3.11 報告は国会の附帯決議に沿って作っているもので、一方、年次報告というのは設置法で求められているもので、それを作っている。法律も附帯決議もどちらもきちんと、私たちとしては、法律はもちろんのこと、附帯決議にも従っていこうということで3.11 報告と年次報告を作っているのですけれども、時点で言うと3週間弱の違い。形式は余り変わらないのです。一方に特徴を持たせているのであればともかくというところがあって、だからこれは毎年何とかならないものかなと思うのです。

一方、作業量負荷から考えたとき、こういった同じ形式のもので時点修正だけを加える方が製作者側にとっての負荷が小さいのか、あるいは読者にとっても情報量としてふさわしいのか、それとも、年次報告の方ではなくて、むしろ特徴を持たせるとしたら3.11報告の方でしょうけれども、一方に特徴を持たせるのかというようなところは、長官、継続的に少し議論していただきたいというところです。

### ○荻野長官

承りました。国会で決定されたときには、どちらもそれぞれ年に一遍は活動の状況を報告しろという趣旨であろうと思いますので、余りかけ離れたものにはならないのかもしれませんけれども、ただ、工夫の余地はあろうかと思いますので、次回に向けて検討はしてまいりたいと思います。

#### ○更田委員長

年次報告の報告時期というのは、年度当初であるとかなんとかと定められているわけではないですね。

#### ○荻野長官

荻野でございます。現実に時期が決まっているわけではございませんけれども、同じように他の法定の白書がありまして、それで大体通常国会の終わりぐらいの時期に提出するというのは、年度の報告なので新しい年度の最初にと。

### ○更田委員長

年次報告を 3.11 に出しますというわけにはいかないということなのですね。

#### ○荻野長官

荻野でございます。確かに 3.11 は年度末ちょっとという時期で、なかなか 11 か月後にというのはちょっとどうかとは思います。

#### ○更田委員長

分かりました。そうであるとすると、ただ、これは受け取る側にどういった情報が 公開されるべきで、どういった情報が伝えられるべきかという観点からしたときに、 時点が3週間しか違わないものを二つ受け取るというのは、受け取る側にとっても新たな情報が加えられている、要するに時点の修正だけになってしまうので、そういった意味で少し研究の余地はあるだろうと思います。

○荻野長官

研究いたします。